

銀座でわかる年金（臨時 002）

情報（臨時第 2 号）



臨時号として、継続雇用の機会を与えたとは認められず高年齢者雇用安定法に明らかに反するとした判例（名古屋高判平 28. 9. 28 判時 2342-100）を紹介します。

継続雇用の機会を与えたとは認められず違法

1 事案の概要

60 歳定年制を採用している会社 Y は、再雇用の選定基準を満たした者には雇用期間が最長 5 年の職務を提示し、この基準を満たさない者には、パートタイマーとしての職務を提示するとされていました。昭和 28 年生まれの X は、Y にて事務職として勤務してきたところ、再雇用の基準を満たさないと判断され、Y は、パートタイマーとして 1 年間、清掃業務の雇用条件を提示しました。

X は、これを受け入れず、定年退職となり、再雇用を拒否する通告は無効であるとして、未払賃金等の支払いを求めたというものです。

2 判決要旨

労使協定で定めた基準を満たさないため 61 歳以降の継続雇用が認められない従業員についても、60 歳から 61 歳までの 1 年間は、全員に継続雇用の機会を与えるべきで、継続雇用の労働条件提示に一定の裁量があるとしても、提示労働条件が、到底容認できない低額の水準であったり、社会通念に照らし到底受け入れ難い職務内容を提示するなど実質的に継続雇用の機会を与えたとは認められない。

3 継続雇用制度と判決

65 歳未満の定年制を定める事業主は、継続雇用制度等の措置を図るべきとされ、①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止のいずれかの措置を講じることが必要となっており、多数が②を導入しています。これには経過措置があり、平成 25 年 3 月 31 日において、有効な労使協定を締結していた事業所は、継続雇用の対象者を労使協定の基準で限定できる仕組みを残すことができ、その基準は 61 歳以上の者を対象とするものに限られています。

判決は、61 歳までは（経過措置があるため）全員に継続雇用の機会を与えるべきで、60 歳以前の業務内容と性質が異なるものを提示することは、従前の職種全般について適格性を欠くなど常解雇に相当する事情がない限り許されないとしています。

4 老齢厚生年金の受給開始年齢

老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢は、表とおり段階的に繰り下がっており（女子は 5 年遅れ）、最終的な姿は、65 歳からの受給となりますから、この繰り下げをにらんで高齢者雇用の法整備がされているわけです。

老齢厚生年金の支給開始年齢（男子）

生年月日	報酬比例部分支給開始年齢
昭 28. 4. 2 生～昭 30. 4. 1 生	61 歳
昭 30. 4. 2 生～昭 32. 4. 1 生	62 歳
昭 32. 4. 2 生～昭 34. 4. 1 生	63 歳
昭 34. 4. 2 生～昭 36. 4. 1 生	64 歳
昭 36. 4. 2 生～	65 歳

5 継続雇用制度の規定

3 の②では、希望者全員を対象とすることとされ、一方で、心身の故障で業務に堪えられない者、勤務成績不良者、解雇事由又は退職事由該当者は、継続雇用しないことができます。

就業規則に定める解雇事由又は退職事由と同一の事由を、継続雇用しないことができる事由として、解雇や退職の規定とは別に、就業規則に定めることもできます（厚生労働省平 24. 11. 9 職発 1109 号 2）。

今回紹介した判例からみても、要件を満たす者は（通常解雇に相当する事情がない）、再雇用するとの就業規則となっている必要があります。

6 定年後継続雇用制度への対応

退職に関する事項は就業規則の「絶対的必要記載事項」であるため、その改正・整備を行っておく必要があります。されていなければ高年齢者雇用安定法違反となりますし、また、継続雇用制度を採用していない規則のままであれば労基法上、整備義務違反となります。

対応が不十分であると、継続雇用をめぐる労使紛争が発生する危険が高く、会社事業に多大なる損失が生じかねません。

7 まとめ

裁判、義務違反などカテー話です。本来、カテー話ではなく、高齢者雇用は時代の要請でもあり、いきいきと働き、会社に利益をもたらす関係であればよいわけです。そのためにこそ就業規則を定めておき、お互いに将来が見えるようにしておくべきです。

就業規則の作成・検証・改正についてお気軽ご相談ください。

ご意見・ご質問があればお寄せください。勿論、訪問によってもお受けします。なお、本情報が不要であるときは、お手数ですが、電話・FAX・メールによりお知らせください。

年金相談では、相談者の情報をご持参ください。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

銀座でわかる年金（臨時 002）